

埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、県内におけるインダストリアルツーリズム（産業観光）を促進するため、外国人旅行者等の工場見学や体験の受入の環境整備をする県内事業者（以下、「事業者」という。）及び主に複数の県内事業者からなる団体（以下、「事業者団体」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、事業者及び事業者団体とは埼玉県内に工場・体験施設等を有するものである。
- 2 外国人旅行者等の工場見学や体験の受入とは、無料又は材料費等必要最小限度の実費を徴収して行うものとする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の対象となる事業(以下、「補助事業」という。)は、外国人旅行者等の工場見学や体験の受入の環境整備をする事業で、次に掲げるものとする。
- (1) 多言語化パンフレット、ホームページ等の広報物（有料配布のものを除く。）作成
 - (2) 多言語音声ガイドの機器の導入・更新
 - (3) 敷地内の案内板・展示解説等の多言語化
 - (4) 多言語対応可能な職員及び案内ボランティアの育成
 - (5) 多言語表示のデジタルサイネージの導入・改善
 - (6) 通訳アプリの導入・改善
 - (7) 見学や体験の際の通訳の配置
 - (8) 無料公衆無線LANの導入・改善
 - (9) その他、知事が特に必要と認める経費
- ただし、(8) 無料公衆無線LANの導入・改善については、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。
- 2 次に掲げる事業は、原則として第1項に定める補助事業に含めないものとする。
- 一 国庫補助事業
 - 二 県費補助対象事業
 - 三 その他、この補助金の趣旨に合致しない事業

(補助対象経費等)

第4条 前条の事業における補助対象経費については、補助対象事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、当該経費に対する補助率は2分の1とし、上限額について事業者は50万円、事業者団体は200万円とする。

なお、補助金の交付決定に係る経費で、当該会計年度の2月10日までに事業が完了し、かつ、支払いを完了するもので、事業者又は事業者団体が負担した経費に限る。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとする。

2 事業者団体においては代表事業者を定め、当該事業者が申請を行うものとする。

3 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、会計年度ごとに定めるものとする。

(添付書類の省略等)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、補助事業の内容の細目及び経費の積算根拠とする。

(事業目的等の聴取)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をしようとするときは、あらかじめ別に定める方法により、事業者又は事業者団体の代表事業者から事業の必要性、目的、内容、効果等について聴取することができる。

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

なお、知事は補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を当該事業者又は事業者団体の代表事業者に通知する。

(補助事業の計画の変更)

第9条 事業者又は事業者団体の代表事業者は、補助事業に係る計画を変更（第3項に定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づく計画の変更を承認したときは、様式第4号の変更承認通知書を通知するものとする。

3 第1項の軽微な変更とは、事業目的の達成に支障がない範囲で、補助対象経費

の20%以内の減額又は、20%の範囲内で各経費の配分を変更する場合とする。

(補助事業の着手及び遂行)

第10条 補助金の交付を受けようとする事業者又は事業者団体は、交付決定の後でなければ補助事業に着手することができない。

(補助事業の中止)

第11条 事業者又は事業者団体の代表事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ様式第5号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第6号の中止承認通知書を通知するものとする。

(状況報告)

第12条 事業者又は事業者団体の代表事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、様式第7号の報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、事業者又は事業者団体の代表事業者に対し、補助事業の完了後第17条第2項に定める期間に、補助事業の効果について報告を求めることができる。

(実績報告書の様式)

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の報告書は、次に掲げる書類を添えて、事業完了（事業の中止の場合を含む。）後30日以内に提出しなければならない。

- 一 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- 二 報告書
- 三 ホームページ等のハードコピー又は記録写真
- 四 パンフレット等がある場合はその現物
- 五 出勤簿等がある場合にはその書類の写し
- 六 その他知事が必要とする資料

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第9号により行うものとする。

(補助金の支払い)

第15条 事業者又は事業者団体の代表事業者は、補助金の交付を請求するときは、

様式第10号の請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の支払いは精算払いとし、請求書を受理した日から30日以内に事業者又は事業者団体へ支払うものとする。

(決定の取消し等)

第16条 知事は、補助事業実施期間中に、事業者又は事業者団体が不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第14条の補助金の額の確定通知又は第15条の請求による補助金の交付を行った後においても、適用があるものとする。
- 3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、第1項又は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類の整備等)

第17条 事業者又は事業者団体の代表事業者は、補助事業に関する収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業の公開)

第18条 知事は、必要があると認められるときは、補助事業に関する情報（事業者又は事業者団体名、事業内容等）を公開するものとする。

- 2 事業者又は事業者団体の代表事業者は、補助金で実施した事業の成果について、事業者又は事業者団体の業務の妨げにならない範囲で、広く県民に公開するよう努めなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 規則第19条第2号に規定するその他知事が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した備品とする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、事業完了（当該財産の取得）後5年とする。
- 3 事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式11号の財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年 4月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月 12日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 所在地
事業者名
代表者 職・氏名

下記により、令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金の交付を受けたいので、補助金の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業完了予定年月日
- 3 補助事業の目的及び内容
別紙事業計画書のとおり
- 4 添付書類

別紙

埼玉県インダストリアルツールリズム促進事業補助事業計画書

(単位：円)

	事業名	事業の内容	補助対象経費
1	多言語化パンフレット、ホームページ等の広報物(有料配布のものを除く。)作成		
2	多言語音声ガイドの機器の導入・更新		
3	敷地内の案内板・展示解説等の多言語化		
4	多言語対応可能な職員及び案内ボランティアの育成		
5	多言語表示のデジタルサイネージの導入・改善		
6	通訳アプリの導入・改善		
7	見学や体験の際の通訳の配置		
8	無料公衆無線LANの導入・改善		
9	その他		
合計			①
①/2(千円未満切り捨て)			②
補助金交付申請額(事業者の場合50万円、事業者団体の場合200万円と②の額を比較して少ない額)			

添付書類

事業の内容の細目及び経費の積算根拠を明らかにした書類

様式第2号（第8条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

（公印省略）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 交付方法 精算払
- 3 交付条件
 - （1）補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載の事業とする。
 - （2）申請書記載の事業の中止、又は、変更のある場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - （3）この補助金を目的外に支出したときは、補助金の一部又は、全部の返還を命ずることがある。
 - （4）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

様式第3号（第9条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金に係る
補助事業の変更承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

申請者 所在地
事業者名
代表者 職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業について、下記のとおり変更することについて承認を受けたいので埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容
別紙のとおり

注 (1)変更の理由及び内容は、できる限り詳細に記入すること。
(2)事業の内容の細目及び経費の積算根拠を明らかにした書類を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金に係る
補助事業の変更承認通知書

令和 第 年 月 日
第 号

様

埼玉県知事 (公印省略)

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金の変更については、下記のとおり承認する。

記

- 1 交付決定額 金 円
(変更前交付決定額 金 円)
- 2 交付方法 精算払

3 交付条件

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、申請書(変更申請書を含む)記載の事業とする。
- (2) 申請書記載の事業の中止又は変更のある場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) この補助金を目的外に支出したときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

様式第5号（第11条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金に係る
補助事業の中止承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 所 在 地
事 業 者 名
代表者 職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の通知を受けた補助事業
について、下記の理由により中止したいので、埼玉県インダストリアルツーリズム
促進事業補助金交付要綱第11条の規定により承認を申請します。

記

1 中止の理由

2 中止の時期

令和 年 月 日

注 中止の理由は、できる限り詳細に記入すること。

様式第6号（第11条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金に係る
補助事業の中止承認通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

（公印省略）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県インダストリアルツ
ーリズム促進事業補助金については、下記のとおり中止を承認する。

様式第7号（第12条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助事業状況報告書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 所在地
事業者名
代表者 職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をうけた補助事業の進捗状況について、埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

2 今後の予定

注 進捗状況及び今後の予定は、できる限り詳細に記入すること。

様式第8号（第13条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 所在地
事業者名
代表者 職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業について完了しましたので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により報告します。

記

1 事業実績報告書(精算額算出内訳含む) 別紙のとおり

2 事業の成果

- (1) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- (2) ホームページ等のハードコピー又は記録写真
- (3) パンフレット等がある場合その現物
- (4) 出勤簿等がある場合その書類又はその写し
- (5) その他知事が必要とする資料

別紙

埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助事業実績書

(単位：円)

	事業名	事業の内容	執行額
1	多言語化パンフレット、ホームページ等の広報物(有料配布のものを除く。)作成		
2	多言語音声ガイドの機器の導入・更新		
3	敷地内の案内板・展示解説等の多言語化		
4	多言語対応可能な職員及び案内ボランティアの育成		
5	多言語表示のデジタルサイネージの導入・改善		
6	通訳アプリの導入・改善		
7	見学や体験の際の通訳の配置		
8	無料公衆無線LANの導入・改善		
9	その他		
合計			①
①/2(千円未満切り捨て)			②
補助金交付決定額と②の額を比較して少ない額			

様式第9号（第14条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金
交付確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした
埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金について、下記のとおり確定したの
で、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、通知します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 補助金の交付確定額 円

様式第10号（第15条関係）

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金請求書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 所在地
事業者名
代表者 職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定の通知を受けた令和
年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金について、下記のとおり請求しま
す。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	種類	フリガナ 口座名義	口座番号
銀行 支店	普通 当座		

様式第11号(第19条関係)

令和 年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業財産処分承認申請書

第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

申請者 所 在 地
事 業 者 名
代表者 職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた事業で取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認されたく第19条第3項の規定により申請します。

記

- 1 処分する財産
 - (1) 名 称
 - (2) 所 在 地
 - (3) 種 目
 - (4) 数 量
- 2 処分の方法 (廃棄・譲渡(有償・無償の別)・交換)
- 3 処分する理由
- 4 売却額等 金 円
(有償譲渡等財産処分に伴って金銭を得た場合のみ)